

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成25年10月9日
【会社名】	株式会社ウエスコホールディングス（注）1
【英訳名】	Wesco Holdings Inc.（注）1
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山地 弘（注）1
【本店の所在の場所】	岡山市北区島田本町2丁目5番35号（注）1
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社ウエスコ 取締役執行役員管理本部長 大倉 一夫
【最寄りの連絡場所】	株式会社ウエスコ 岡山市北区島田本町2丁目5番35号
【電話番号】	086（254）2111（代表）
【事務連絡者氏名】	株式会社ウエスコ 取締役執行役員管理本部長 大倉 一夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	10,286,268,155円（注）2
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）1 本届出書提出日現在におきまして、株式会社ウエスコホールディングスは未設立であり、平成26年2月3日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名および本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

（注）2 本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社ウエスコの平成25年7月31日現在における株主資本の額（簿価）を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	17,724,297株 (注)1, 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。(注)3, 4

(注)1. 株式会社ウエスコの発行済株式総数17,724,297株(平成25年7月31日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる株式会社ウエスコホールディングス(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動することがあります。

2. 普通株式は、平成25年9月13日に開催された株式会社ウエスコの取締役会決議(株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議)および平成25年10月25日開催予定の株式会社ウエスコの定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。

3. 株式会社ウエスコは、当社の普通株式について株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定であります。

4. 振替機関の名称及び住所は、下記の通りであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転の方法によることとします。(注)1, 2

(注)1. 普通株式は本株式移転により、当社成立の日の前日の株式会社ウエスコの最終の株主名簿に記載された株主に対し、株式会社ウエスコの普通株式1株に対して1株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、株式会社ウエスコの前事業年度末における株主資本の額(簿価)は10,286,268,155円であり、発行価額の総額のうち400,000,000円が資本金に組み入れられます。

2. 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第208条)により平成26年2月3日より東京証券取引所市場第二部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等について、株券上場審査基準に定める一定の形式基準を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所市場第二部への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 当該株式移転の目的及び理由

当社の完全子会社となる予定である株式会社ウエスコは、昭和45年の創業以来、「未来に残す、自然との共生社会」という経営理念のもと、設計・調査、測量、地質調査等に関する総合建設コンサルタント事業に注力してまいりました。また、子会社におきましては、様々な技術力、ノウハウを活用した複写製本事業、不動産事業、スポーツ施設運営事業、指定管理事業等を展開しており、グループ全体として企業価値の向上を目指し、営業基盤の強化、技術力・品質の向上および生産効率の向上に努めてまいりました。しかしながら、グループを取り巻く環境におきましては、業者間の価格競争などの影響により、引き続き非常に厳しい事業環境にて推移しております。

このような事業環境を鑑み、以下の目的のため、持株会社制へ移行することとしました。

事業会社の業務の効率化と成長

各事業会社がそれぞれの責任と権限の下で事業に専念することにより、業務の効率化と持続的な成長を図ります。

グループの経営体制の強化

持株会社制導入により、持株会社がグループ全体の経営戦略の立案機能および各事業会社への指導・監視機能を担うことで、グループ全体の戦略的かつ機動的な意思決定および経営資源の効果的な配分を行うための機能を強化することができると考えております。

グループのガバナンスの強化

グループ全体の企業価値を向上させるべくガバナンスの強化を推進し、中立的な観点での事業評価、監査等を実施することにより、精度の高い事業計画を策定することができると考えております。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	株式会社ウエスコホールディングス (英文名 : Wesco Holdings Inc.)	
(2) 事業内容	傘下グループ会社の経営管理およびそれに付帯する業務	
(3) 所在地	岡山市北区島田本町2丁目5番35号	
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役社長 山地 弘	現 (株)ウエスコ 代表取締役社長
	取締役 松原 利直	現 (株)ウエスコ 代表取締役副社長執行役員
	取締役 角南 輝行	現 (株)ウエスコ 取締役執行役員
	取締役 大倉 一夫	現 (株)ウエスコ 取締役執行役員
	監査役 倉本 英雄	現 (株)ウエスコ 技術推進本部技術審査室
	監査役(社外) 福原 一義	現 (株)ウエスコ 社外監査役
	監査役(社外) 宮崎 栄一	現 (株)ウエスコ 社外監査役
(5) 資本金の額	400,000,000円	
(6) 決算期	7月31日	
(7) 純資産の額(連結)	未定	
(8) 総資産の額(連結)	未定	

関係会社の状況

(予定)

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ウエスコ 1	岡山市 北区	3,282,648	総合建設コンサルタント事業	100	経営指導 有 役員の兼務 有 資金援助 無 保証債務 無
株式会社エヌ・シー・ピー 2	岡山市 北区	50,000	スポーツ施設運営事業	100 (100)	経営指導 無 役員の兼務 無 資金援助 無 保証債務 無
株式会社NCPサプライ 2	岡山市 北区	50,000	複写製本事業	100 (100)	経営指導 無 役員の兼務 無 資金援助 無 保証債務 無
株式会社ウエスコ住販 2、3	岡山市 北区	50,000	不動産事業	100 (100)	経営指導 無 役員の兼務 無 資金援助 無 保証債務 無
株式会社西日本技術コンサルタント 2	滋賀県 草津市	50,000	総合建設コンサルタント事業	100 (100)	経営指導 有 役員の兼務 有 資金援助 無 保証債務 無
株式会社アイコン 2	兵庫県 姫路市	65,000	総合建設コンサルタント事業	100 (100)	経営指導 無 役員の兼務 無 資金援助 無 保証債務 無

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 「議決権の所有割合」の欄の()内は、間接所有割合で内数です。
3. 1 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社です。
4. 2 株式会社ウエスコの100%子会社であります。
5. 3 債務超過会社で債務超過の額は、平成25年7月末時点で3,110,498千円となっております。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、株式会社ウエスコは当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の取締役および監査役は、株式会社ウエスコ及び当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社である株式会社ウエスコと関係会社との取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

株式会社ウエスコは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成26年2月3日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を平成25年9月13日開催の同社の取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、当社が株式会社ウエスコの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における株式会社ウエスコの株主に対し、その保有する株式会社ウエスコの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成25年10月25日開催予定の株式会社ウエスコの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金および準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております（詳細につきましては、次の「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

2．株式移転計画の内容

株式移転計画書

この株式移転計画書は、株式会社ウエスコ（以下「甲」という。）が会社組織再編を目的として、新たに設立する株式会社ウエスコホールディングス（以下「乙」という。）を甲の完全親会社とする株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、その株式移転計画の内容を定めるものである。

第1条（乙の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数、その他定款で定める事項）

1．乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 目的 | 乙の目的は、別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。 |
| (2) 商号 | 株式会社ウエスコホールディングス |
| (3) 本店の所在地 | 岡山市北区島田本町2丁目5番35号 |
| (4) 発行可能株式総数 | 70,000,000株 |

2．前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

第2条（乙の設立時取締役、設立時監査役および設立時会計監査人の氏名または名称）

1．乙の設立時取締役は次のとおりとする。

- | | |
|-----|-------|
| 取締役 | 山地 弘 |
| 取締役 | 松原 利直 |
| 取締役 | 角南 輝行 |
| 取締役 | 大倉 一夫 |

2．乙の設立時監査役は次のとおりとする。

- | | |
|-------|-------|
| 監査役 | 倉本 英雄 |
| 社外監査役 | 福原 一義 |
| 社外監査役 | 宮崎 栄一 |

3．乙の設立時会計監査人は次のとおりとする。

- | | |
|-------|--------------|
| 会計監査人 | 有限責任監査法人トーマツ |
|-------|--------------|

第3条（本株式移転に際して交付する株式およびその割当て）

1．乙は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行する普通株式の合計に1を乗じた数の合計に相当する数の乙の普通株式を交付する。

2．乙は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条（乙の資本金および準備金の額に関する事項）

乙の資本金および資本準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

金400,000,000円

(2) 資本準備金の額

- 円

(3) 利益準備金の額

- 円

第5条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成26年2月3日とする。ただし、本株式移転の手續の進行上、必要のある場合は甲の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

第6条（本計画承認株主総会）

甲は、平成25年10月25日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第7条（乙の上場証券取引所）

乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所への上場を予定する。

第8条（乙の株主名簿管理人）

乙の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第9条（株式移転計画の変更）

本株式移転計画書作成から乙の成立に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲の財産および経営状態に重大な変動を生じた場合には、甲は必要に応じて本株式移転計画を変更し、または株式移転計画を行わないものとするができる。

第10条（本計画の効力の発生）

本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合または国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合は、その効力を失う。

第11条（規定外条項）

本株式移転計画に定めるものの他、本株式移転に関し必要な事項は、本株式移転の趣旨にしたがって、これを決定するものとする。

平成25年9月13日

甲 岡山市北区島田本町2丁目5番35号

株式会社ウエスコ

代表取締役社長 山地 弘

別紙「定款」

定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、株式会社ウエスコホールディングスと称し、英文ではWesco Holdings Inc.と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1．一般土木、農業土木、林業土木、都市・地域開発、海洋土木、上下水道、廃棄物、環境衛生等土木全般にかかる計画、調査、設計及び施工管理
- 2．建築にかかる計画、調査、設計、施工管理及び工事監理
- 3．航空写真測量、地上測量、水路測量等測量全般
- 4．地質にかかる調査及び付帯する工事の施工
- 5．環境にかかる調査及び影響評価
- 6．工事等にかかる損失補償に関する調査
- 7．前記各号に関する技術コンサルタント業務
- 8．水道水の水質検査業務
- 9．環境計量証明事業に関する業務
- 10．土地造成事業及び不動産の取得、売買、賃貸
- 11．情報処理サービス及びソフトウェアの開発、販売、賃貸
- 12．労働者派遣事業
- 13．複写及び焼付業務
- 14．印刷及び製本業務
- 15．スポーツ施設の経営
- 16．食堂の経営
- 17．損害保険代理業務
- 18．土木建築用資材、家具、室内外装飾品、厨房機器・給排水機器等住宅設備機器の輸入、製造及び販売
- 19．公共施設またはこれらに準ずる施設の維持及び運営管理
- 20．前記各号に付帯関連する一切の業務

2 当社は、前項各号の業務及びこれに付帯関連する一切の業務を営むことができる。

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を岡山市に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1．取締役会
- 2．監査役
- 3．監査役会
- 4．会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、7,000万株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1．会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2．会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4．次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増）

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株式取扱規則）

第11条 当社の株式に関する取扱は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（株主名簿管理人）

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。

第3章 株主総会

（招集）

第13条 当社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、岡山市又はそれに隣接する地で開催する。

（定時株主総会の基準日）

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

（招集権者及び議長）

第15条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示）

第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

（決議）

第17条 当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（新株予約権無償割当ての決定機関）

第18条 当社は、株主に対する新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

（議決権の代理行使）

第19条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

（員数）

第20条 当社の取締役は、7名以内とする。

（選任）

第21条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第22条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第23条 当社は、取締役会の決議により代表取締役を選定する。

2 当社は、取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役の責任免除）

第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

（招集権者及び議長）

第25条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（招集通知）

第26条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（決議）

第27条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）

第28条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第29条 当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役及び監査役会

（員数）

第30条 当社の監査役は、4名以内とする。

（選任）

第31条 当社の監査役及び補欠監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第32条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の責任免除）

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

（招集通知）

第34条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（決議）

第35条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規則）

第36条 当社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（報酬等）

第37条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

（選任）

第38条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第39条 当社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第40条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

（事業年度）

第41条 当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

（剰余金の配当）

第42条 当社は、株主総会の決議により、毎年7月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年1月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第43条 当社の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 前項の金銭には利息を付けないものとする。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、当会社設立の日から平成26年7月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の報酬)

第2条 第29条及び第37条の規定にかかわらず、当会社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、総額金187,500,000円以内とし、監査役の報酬等の額は、総額金22,500,000円以内とする。ただし、この取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まないものとする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

4【組織再編成に係る割当ての内容およびその算定根拠】

1．株式移転比率

	株式会社ウエスコホールディングス (完全親会社)	株式会社ウエスコ (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1．本株式移転に伴い、株式会社ウエスコの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

2．当社が本株式移転により発行する新株式数（予定）：17,724,297株

上記新株式は、平成25年7月31日時点における株式会社ウエスコの発行済株式総数を基に算出しております。本株式移転の効力発生に先立ち、株式会社ウエスコの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、株式会社ウエスコが保有する自己株式（平成25年7月31日現在2,688,726株）に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式（同日現在株式会社ウエスコが保有する自己株式の数に対応する普通株式合計2,688,726株）が割当交付されることとなります。

2．株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、株式会社ウエスコ単独による株式移転によって持株会社（完全親会社）である当社を設立するものであり、株式移転直前の株式会社ウエスコの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の所有する株式会社ウエスコの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使について

株式会社ウエスコの株主が、その有する株式会社ウエスコの普通株式につき、株式会社ウエスコに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成25年10月25日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を株式会社ウエスコに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、株式会社ウエスコが上記定時株主総会の決議の日（平成25年10月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

株式会社ウエスコの株主による議決権の行使の方法としては、平成25年10月25日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、株式会社ウエスコの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、株式会社ウエスコに提出する必要があります。）。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成25年10月24日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、株式会社ウエスコに上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、株式会社ウエスコに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成25年10月22日までに、株式会社ウエスコに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、株式会社ウエスコは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時における株式会社ウエスコの株主名簿に記載又は記録された株式会社ウエスコの株主に割り当てられます。株主は、自己の株式会社ウエスコの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の株主予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

7【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、株式会社ウエスコは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項を記載した書面、株式会社ウエスコの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、株式会社ウエスコの本店において平成25年10月10日より備え置く予定であります。

は、平成25年9月13日開催の株式会社ウエスコの取締役会において承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び資本準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、株式会社ウエスコの最終事業年度末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、株式会社ウエスコの営業時間内に株式会社ウエスコの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記 ~ に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続きの方法及び日程

定時株主総会基準日	平成25年7月31日（水）
株式移転計画等承認取締役会	平成25年9月13日（金）
株式移転計画等承認定時株主総会	平成25年10月25日（金）（予定）
上場廃止日	平成26年1月29日（水）（予定）
持株会社設立登記日（効力発生日）	平成26年2月3日（月）（予定）
持株会社上場日	平成26年2月3日（月）（予定）

但し、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

株式会社ウエスコの株主が、その所有する株式会社ウエスコの普通株式につき、株式会社ウエスコに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年10月25日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を株式会社ウエスコに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、株式会社ウエスコが上記定時株主総会の決議の日（平成25年10月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である株式会社ウエスコの最近連結会計年度の主要な連結経営指標は以下のとおりであります。これら株式会社ウエスコの連結経営指標は、当社の連結経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次		第39期	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期
決算年月		平成20年 7月	平成21年 7月	平成22年 7月	平成23年 7月	平成24年 7月	平成25年 7月
売上高	千円	10,334,878	6,642,388	9,453,803	8,820,578	8,341,805	8,460,869
経常利益（損失）	〃	290,527	1,649,646	481,638	306,930	225,312	372,589
当期純利益（損失）	〃	1,810,362	2,798,656	404,316	166,395	153,781	230,709
包括利益	〃	-	-	-	191,786	142,324	327,583
純資産額	〃	13,143,669	10,160,837	10,355,679	10,400,959	10,333,426	10,561,556
総資産額	〃	17,124,273	12,634,733	12,495,637	12,125,941	11,917,333	12,749,749
1株当たり純資産額	円	809.47	625.77	637.78	648.57	673.78	702.41
1株当たり当期純利益金額（損失）	〃	111.49	172.35	24.90	10.32	9.82	15.21
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	〃	-	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	76.8	80.4	82.9	85.8	86.7	82.8
自己資本利益率	〃	13.77	27.54	3.94	1.60	1.48	2.21
株価収益率	倍	-	-	7.19	16.75	16.48	13.54
営業活動による キャッシュ・フロー	千円	445,385	1,786,708	619,104	444,842	415,197	670,798
投資活動による キャッシュ・フロー	〃	248,824	252,307	400,488	427,897	1,267,101	50,421
財務活動による キャッシュ・フロー	〃	118,034	828,738	226,409	157,243	226,460	121,697
現金及び現金同等物の期末残高	〃	6,925,485	4,562,346	5,355,530	5,215,232	4,136,867	4,736,389
従業員数（外、平均臨時 雇用者数）	人	650 (329)	605 (272)	560 (309)	530 (302)	519 (292)	517 (317)

（注）1．売上高には、消費税等は含まれておりません。

2．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3．第39期および第40期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4．第44期については、会計監査人の「監査報告書」を受領しておりません。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりであります。

2【沿革】

- 平成25年9月13日 株式会社ウエスコの取締役会において、株式会社ウエスコの単独株式移転による持株会社「株式会社ウエスコホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議
- 平成25年10月25日 株式会社ウエスコの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、株式会社ウエスコがその完全子会社となることについて決議（予定）
- 平成26年2月3日 株式会社ウエスコが株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を東京証券取引所に上場（予定）

なお、株式会社ウエスコの沿革につきましては、株式会社ウエスコの有価証券報告書（平成24年10月26日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は持株会社として、子会社等の経営管理およびそれに附帯または関連する業務を行う予定です。また、当社の完全子会社となる株式会社ウエスコおよびその関係会社（株式会社ウエスコ、株式会社ウエスコの子会社5社により構成）においては、設計・調査、測量、地質調査等に関する総合建設コンサルタント事業、複写製本事業、不動産事業、スポーツ施設運営事業、指定管理事業を行っております。

各事業における株式会社ウエスコ及びその関係会社の位置付け等は次のとおりであります。

セグメント区分	主要事業	主要な会社
総合建設コンサルタント事業	建設コンサルタント 建築設計 補償コンサルタント 環境アセスメント 一般測量 航空測量 地質調査	株式会社ウエスコ 株式会社西日本技術コンサルタント 株式会社アイコン
複写製本事業	陽画焼付、図面複写、各種印刷および製本等	株式会社NCPサブライ (株式会社ウエスコが実施する上記業務に係わる図面、資料等の複写製本を請負っています。)
不動産事業	不動産の分譲、賃貸および住宅の販売	株式会社ウエスコ住販
スポーツ施設運営事業	スポーツ施設および関連施設の運営等	株式会社エヌ・シー・ピー
指定管理事業	神戸市立須磨海浜水族園の管理運営等	株式会社ウエスコ

なお、事業系統図につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 第1 組織再編成の目的等 2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要 事業系統図」に記載のとおりであります。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる株式会社ウエスコの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社ウエスコの平成25年7月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

平成25年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
総合建設コンサルタント事業	458（109）
複写製本事業	38（15）
不動産事業	1（1）
スポーツ施設運営事業	9（144）
指定管理事業	11（48）
合計	517（317）

（注） 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合等の状況

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社ウエスコ及びその関係会社に労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社ウエスコの業績等の概要については、同社の有価証券報告書（平成24年10月26日提出）及び四半期報告書（平成24年12月10日、平成25年3月11日及び平成25年6月10日提出）をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社ウエスコの生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年10月26日提出）及び四半期報告書（平成24年12月10日、平成25年3月11日及び平成25年6月10日提出）をご参照ください。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社ウエスコの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書（平成24年10月26日提出）及び四半期報告書（平成24年12月10日、平成25年3月11日及び平成25年6月10日提出）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転により株式会社ウエスコの完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在における株式会社ウエスコの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなることが想定されます。株式会社ウエスコの事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項も含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在において株式会社ウエスコが判断したものであります。

(1) 公共事業の縮小

当社グループの主要事業であります総合建設コンサルタント事業は、受注総額の9割程度を国および地方自治体が占めております。当事業における受注環境は、政府の「国土強靱化」、「防災・減災ニューディール」等の政策により、東北地区の復興支援ならびに災害に強い安全・安心な国土づくりを中心として公共投資予算が重点配分されたことにより、一時的に改善の傾向が見られます。しかしながら、公共投資予算は縮小傾向にあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 価格競争について

当社グループにおいて、公共事業の縮小に伴い、価格競争がさらに激化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 流動性リスク

財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りが困難になる場合や、資金確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 金融商品の価格変動リスク

当社グループにおいて、保有しております上場株式の時価および非上場の株式の価値ならびに債券価格などの下落が生じた場合には、当社グループの業績や財政状態に悪影響を与える恐れがあります。

(5) 製品品質に係るリスク

当社グループにおいて、独自の品質マネジメントシステムに則り一貫した品質管理を体系的に行っております。しかしながら、設計等に起因する瑕疵などの原因で生じる損害賠償等が発生する可能性もあり、当社グループにおいて瑕疵担保保険に加入しておりますが、行政処分、技術力およびサービスに対する信用の失墜等により売上高に影響を与えることも考えられ、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 不動産市況の下落リスク

当社グループにおいて、景気の悪化や大幅な金利上昇、住宅および土地の販売価格の下落など経済情勢に変化があった場合には、顧客の購買意欲を減退させる可能性があり、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報システムとセキュリティ

当社グループでは、情報セキュリティに関する社内規程を制定し、社員教育等を通じて情報システムのデータの保守・管理には万全を期しております。しかしながら、ソフト・ハードの不具合やコンピュータウイルス等による情報システムの停止等の事故、個人情報等の漏えいが発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害等について

当社グループの事業所は、東北地区から九州地区までの各地区で事業展開を行っておりますが、地震、洪水等の自然災害や予測不能な事故等の事由により被害を受けた場合、その規模によっては事業活動が制限され、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 季節変動について

当社グループの主要事業であります総合建設コンサルタント事業は、主要顧客先が国および地方自治体であり、受注契約の工期が顧客先の事業年度末の3月に集中する傾向があります。このため、当社グループの売上高も同様に連結会計年度の下半期に多く計上される季節的変動があり、投資者の判断に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法的規制等について

当社グループは、コンプライアンス体制の整備およびその徹底に努めておりますが、法令違反等が発生した場合、業績、社会的信用に多大な影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社ウエスコの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成24年10月26日提出）及び四半期報告書（平成24年12月10日、平成25年3月11日及び平成25年6月10日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社ウエスコの研究開発活動については、同社の有価証券報告書（平成24年10月26日提出）をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社ウエスコの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（平成24年10月26日提出）及び四半期報告書（平成24年12月10日、平成25年3月11日及び平成25年6月10日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社ウエスコの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（平成24年10月26日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社ウエスコの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年10月26日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる株式会社ウエスコの設備の新設、除去等の計画については、同社の有価証券報告書（平成24年10月26日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成26年2月3日時点の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	17,724,297	東京証券取引所 (市場第二部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	17,724,297	-	-

(注) 株式会社ウエスコの発行済株式総数(平成25年7月31日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は増減することがあります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成26年2月3日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成26年2月3日	17,724,297	17,724,297	400,000	400,000	未定	未定

(注) 株式会社ウエスコの発行済株式総数(平成25年7月31日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は増減することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる株式会社ウエスコの平成25年7月31日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

平成25年7月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	6	27	67	9	5	4,669	4,783	-
所有株式数（単元）	-	17,293	2,586	37,568	496	67	118,617	176,627	61,597
所有株式数の割合（％）	-	9.79	1.46	21.27	0.28	0.04	67.16	100.00	-

- (注) 1. 自己株式2,688,726株は「個人その他」に26,887単元および「単元未満株式の状況」に26株を含めて記載しております。なお、自己株式2,688,726株は株主名簿記載上の株式数であり、平成25年7月31日現在の実保有株式数は2,688,326株であります。
2. 上記「その他の法人」および「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ8単元および7株含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる株式会社ウエスコの平成25年7月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりであります。

平成25年7月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,688,300	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 14,974,400	149,744	(注) 1
単元未満株式	普通株式 61,597	-	(注) 2
発行済株式総数	17,724,297	-	-
総株主の議決権	-	149,744	-

- (注) 1. 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が800株（議決権の数8個）含まれております。
2. 「単元未満株式」の欄には、自己株式が26株含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成26年2月3日時点において、当社の自己株式を保有しておりませんが、当社の完全子会社となる株式会社ウエスコの平成25年7月31日現在の自己株式については、以下のとおりであります。

平成25年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社ウエスコ	岡山市北区島田本町2丁目5番35号	2,688,300	-	2,688,300	15.16
計	-	2,688,300	-	2,688,300	15.16

（注）株主名簿上は株式会社ウエスコ名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が400株（議決権の数4個）あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式 完全議決権株式（その他）」に含まれております。

（7）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3【配当政策】

配当の基本的な方針、内部留保資金の使途につきましては、当社が新設会社であるため未定ですが、当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題と認識しており、配当政策につきましては企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保に意を用いつつ、当社グループの業績に応じた利益配分を安定かつ継続的に行うことを基本方針とする予定であります。

最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は会社法の株式移転の手續に基づき平成26年2月3日に設立予定であるため、有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えておらず該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、中間配当（会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をいいます。）は取締役会、期末配当は株主総会とする旨を定款で定める予定であります。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当につきましては毎年7月31日、中間配当につきましては毎年1月31日と定め、剰余金の配当をすることができる旨を定款で定める予定であります。

4【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる株式会社ウエスコの株価の推移は以下のとおりであります。

（１）【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期
決算年月	平成21年 7月	平成22年 7月	平成23年 7月	平成24年 7月	平成25年 7月
最高（円）	212	220	186	179	276 276
最低（円）	84	118	110	148	145 145

（注） 最高・最低株価は、平成25年 7月16日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。なお、第44期の事業年度別最高・最低株価のうち、印は大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

（２）【最近 6 月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高（円）	183	276	254	254	225	238 238
最低（円）	169	177	220	205	182	202 207

（注） 最高・最低株価は、平成25年 7月16日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。なお、平成25年 7月の月別最高・最低株価のうち、印は大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有する(株)ウエスコの株式数 割当てられる当社の株式数
代表取締役	-	山地 弘	昭和20年5月21日生	平成3年4月 平成3年6月 平成5年6月 平成6年8月 平成7年6月	(株)ウエスコ入社 同 取締役 同 常務取締役 同 専務取締役 同 代表取締役社長（現在）	注2	75千株 75千株
取締役	-	松原 利直	昭和28年7月4日生	平成6年4月 平成11年8月 平成14年8月 平成17年10月 平成22年10月 平成23年4月 平成23年8月 平成24年4月 平成24年10月	(株)ウエスコ入社 同 島根支社浜田支店長 同 島根支社長 同 執行役員島根支社長 同 取締役執行役員島根支社長 同 取締役執行役員岡山支社長 兼事業部統括部長 同 取締役執行役員岡山支社長 同 取締役執行役員岡山支社長 兼技術推進本部長 同 代表取締役副社長執行役員 兼技術推進本部長（現在）	注2	11千株 11千株
取締役	-	角南 輝行	昭和31年3月21日生	昭和53年4月 平成14年8月 平成20年8月 平成21年8月 平成21年10月 平成23年4月	(株)ウエスコ入社 同 兵庫支社副支社長 同 執行役員事業部統括部長 同 執行役員岡山支社長兼事業部統括部長 同 取締役執行役員岡山支社長 兼事業部統括部長 同 取締役執行役員関西支社長 （現在）	注2	17千株 17千株
取締役	-	大倉 一夫	昭和31年6月8日生	昭和56年4月 平成11年8月 平成16年8月 平成23年4月 平成24年4月 平成24年10月	(株)ウエスコ入社 同 事業本部都市計画部長 同 兵庫支社技術部長 同 執行役員業務推進室長兼技術推進本部技術推進室長 同 執行役員管理本部長兼業務推進本部長 同 取締役執行役員管理本部長 兼業務推進本部長（現在）	注2	6千株 6千株
監査役	-	倉本 英雄	昭和28年3月23日生	昭和51年10月 平成4年4月 平成14年8月 平成15年8月 平成20年4月 平成25年4月	(株)ウエスコ入社 岡山支社都市開発部長 事業本部技術推進室長 事業本部経営企画室長 執行役員事業本部経営企画室長 技術推進本部技術審査室（現在）	注3	38千株 38千株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有する(株)ウエスコの株式数 割当てられる当社の株式数
監査役	-	福原 一義	昭和24年9月27日生	昭和52年3月 昭和52年7月 昭和59年12月 平成元年6月 平成13年11月 平成16年10月	公認会計士登録（現在） 松本清税理士事務所入所 税理士登録（現在） (株)ウエスコ監査役（現在） 福原一義公認会計士事務所開設（現在） 税理士法人福原・嘉崎会計事務所代表社員（現在）	注3	10千株 10千株
監査役	-	宮崎 栄一	昭和43年7月18日生	平成3年4月 平成5年8月 平成10年8月 平成10年9月 平成16年8月 平成25年6月	監査法人トーマツ入社（現 有限責任監査法人トーマツ） 公認会計士登録（現在） 宮崎会計事務所開設（現在） 税理士登録（現在） 株式会社創明コンサルティング・ブレイン代表取締役（現在） (株)ウエスコ監査役（現在）	注3	- 株 - 株
計							159千株 159千株

- (注) 1. 監査役のうち福原一義および宮崎栄一は、社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、当社の設立日である平成26年2月3日から平成26年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、当社の設立日である平成26年2月3日から平成29年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、厳しい経営環境のもと、会社の成長と利益の確保に努め企業価値を高めるために、経営上の組織体制や監督体制を整備し必要な施策を実施することを経営における重要な課題であると考えております。

企業統治体制の概要

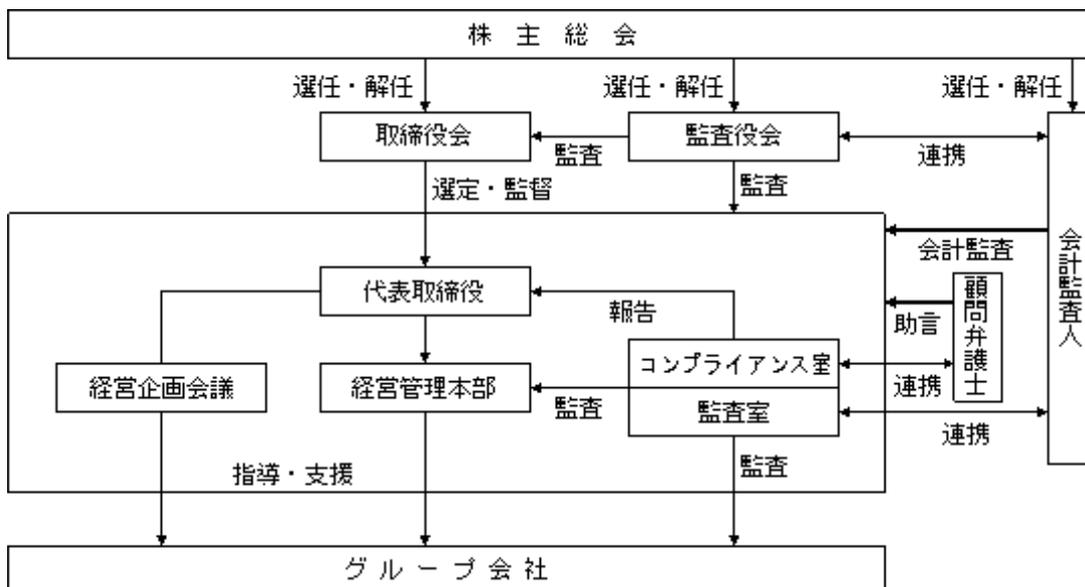
当社の取締役会は、取締役4名で構成し、監査役3名の出席を受けて開催する予定です。原則として3カ月に1回以上開催の定時取締役会および必要に応じて開催される臨時取締役会において、経営上の最高意思決定機関として、法令および定款により定められた事項、その他重要事項を決定するとともに業務の執行の監督を行う予定です。なお、当社の取締役の員数は7名以内とする旨、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、取締役の選任決議は累積投票によらない旨をそれぞれ定款で定めます。また、経営企画会議を定期的開催し、会社の業務執行に関する重要事項を協議し、意思決定の迅速化を図っていく予定であります。

当社は監査役制度を採用しており、監査役3名のうち2名は社外監査役を選任し、監査役は取締役会に出席するほか、当社の業務・財産の状況に関する調査をはじめ、取締役の職務執行を監査していく予定です。

当該企業統治の体制を採用する理由等

当社の取締役については、その経営責任を明確にし、かつ経営環境の変化に対応できるよう取締役の任期を1年とする予定であります。また、経営効率の向上と意思決定の迅速化を図るため、意思決定・監督機能を担う取締役会を設置します。また、監査役会（社外監査役を含む）、監査室、会計監査人により、取締役会の意思決定を多層的に監視・牽制することによって、業務の適法性・適正性を確保する体制を構築して参ります。

会社の機関および内部統制システムの概要



内部統制システムの整備の状況

当社では、会社法および会社法施行規則の定める「取締役の職務が法令及び定款に適合することを確保する体制」ならびに「その他株式会社の業務の適正を確保するために法務省が定める体制の整備」に従い、内部統制システム構築の基本方針について以下のとおり定める予定です。

また、当社の業務の効率性を高め、コンプライアンスを促進し、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの継続的な改善に取り組んでいく予定です。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス体制を確立するため、コンプライアンス室を設置し、役員・使用人がとるべき行動の基準・規範を示した「行動規範」を策定する。
 - ・社内においてコンプライアンス違反行為が行われた時の通報体制を整備し、通報者に対しては、不利益がないことを確保する。
 - ・コンプライアンス室は、コンプライアンスの状況等についての監査を実施する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・文書管理に関する規程を整備し、これに従い取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体により記録、保存する。
 - ・取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理の統括部署を定め組織横断的リスク状況の監視や全社的対応を行う。当社およびグループ会社の担当業務に付随するリスクについては、規定、ガイドラインの制定、研修の実施等を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、全社的な目標を定める。また、目標を達成するため、経営企画会議は、グループ会社の具体的な目標を設定し業務執行を行う。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社およびグループ各社の総務部門を内部統制に関する担当部署とし、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。当社の監査室は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社の社長およびグループ各社の社長へ報告し、経営管理本部は必要に応じて内部統制システムの改善を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その人事については、監査役の意見を尊重した上で行う。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役の職務の補助を行う使用人は、監査の補助業務を行うにあたり、取締役からの指揮命令を受けないものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・監査役は、取締役会、経営企画会議、その他重要な意思決定会議に出席し、取締役および使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めがない事項においても取締役および使用人ならびに会計監査人に対して報告を求めることができるものとする。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、社長直轄の独立した業務監査部門である監査室が、当社およびグループ各社の所管業務が法令、定款及び社内諸規程等に従い適正かつ有効に運用されているか否かを調査し、その結果を社長に報告するとともに適切な指導を行い、会社の財産の保全及び経営効率の向上に資することを目的として、定期的な監査を実施する予定です。

監査役監査につきましては、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者として、社外監査役に公認会計士2名を設置する予定です。

内部監査、監査役監査及び会計監査は、各業務を適切に遂行するため、必要に応じて情報交換の場を設け、また、監査室の年度計画に基づき、グループ各社に対する内部統制評価を実施する予定です。発見されたリスクは、取締役会、コンプライアンス室に報告し、迅速に対応できるよう管理体制を整備して参ります。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は2名を選任する予定であります。

社外監査役として、福原一義氏及び宮崎栄一氏は、それぞれ公認会計士、税理士として企業会計に精通し、財務及び会計に関する専門的見地から、当社の監査役として職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任する予定です。

社外監査役は、取締役会に出席し、取締役等から重要事項に関する報告を受けると共に、独立した立場で取締役の業務執行状況を把握し、また、各々の経験を踏まえ、コンプライアンスならびに内部統制に関する意見を述べるなど、当社の経営全般に対する指導ならびに助言を行って頂く予定です。

なお、福原一義氏は、株式会社ウエスコの株式10千株を所有しております。社外監査役2名と当社との間にこれら以外の取引関係、人的関係、資本的關係またはその他の利害関係はありません。

当社は、社外監査役 福原一義氏ならびに社外監査役 宮崎栄一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

なお、社外取締役を選任しておりませんが、「当該企業統治の体制を採用する理由等」に記載のとおり現状の体制により社内外の監視機能が十分に機能しているものと考えております。

また、当社は社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を特に定めておりませんが、その選任にあたっては、証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にする予定です。

会計監査の状況

会計監査については、会計監査人による監査を実施するとともに、監査役による監査を行っていく予定です。会計監査人については、有限責任監査法人トーマツを選任し、監査契約を締結する予定です。

役員報酬の内容

当社は、取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとします。（但し、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、総額金187,500,000円以内とし、監査役の報酬等の額は、総額金22,500,000円以内とする旨を定款で定める予定です。）

取締役の定数及び取締役選任の決議要件

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定める予定です。また、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定める予定です。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第423条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。

株主総会の決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

- ・当社は、機動的な資本政策を遂行するため、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定める予定です。
- ・当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議により、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款で定める予定です。
- ・当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者も含む。）及び監査役（監査役であった者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定める予定です。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会特別決議の定足数をより確実に充足できるようにするため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定める予定です。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は有限責任監査法人トーマツに委嘱する予定です。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため未定であります。

【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため未定であります。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる株式会社ウエスコの経理の状況につきましては、株式会社ウエスコの有価証券報告書（平成24年10月26日提出）及び四半期報告書（平成24年12月10日、平成25年3月11日及び平成25年6月10日提出）をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおり予定しております。

事業年度	8月1日から7月31日まで (ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成26年7月31日までとする予定です。)
定時株主総会	10月中
基準日	7月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	1月31日 7月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
取次所	
名義書換手数料	
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ・単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類ならびに確認書】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第43期(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)平成24年10月26日中国財務局長に提出。

【四半期報告書および確認書】

事業年度 第44期第1四半期(自 平成24年8月1日 至 平成24年10月31日)平成24年12月10日中国財務局長に提出。

事業年度 第44期第2四半期(自 平成24年11月1日 至 平成25年1月31日)平成25年3月11日中国財務局長に提出。

事業年度 第44期第3四半期(自 平成25年2月1日 至 平成25年4月30日)平成25年6月10日中国財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年10月9日)までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成24年10月29日に中国財務局長に提出。

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年10月9日)までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき平成25年9月13日に中国財務局長に提出。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ウエスコ本社

(岡山市北区島田本町2丁目5番35号)

株式会社ウエスコ関西支社

(大阪市中央区大手通2丁目2番13号)

株式会社ウエスコ姫路事務所

(兵庫県姫路市飾磨区都倉1丁目101番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる株式会社ウエスコの平成25年7月31日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

（平成25年7月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
公益財団法人 ウエスコ学術振興財団	岡山市北区島田本町2-5-35	2,000	11.28
公益財団法人 加納美術振興財団	島根県安来市広瀬町布部345-27	1,000	5.64
ウエスコ社員持株会	岡山市北区島田本町2-5-35	708	3.99
株式会社 山陰合同銀行	島根県松江市魚町10	700	3.94
株式会社 中国銀行	岡山市北区丸の内1-15-20	468	2.64
加納 佳世子	島根県安来市	423	2.39
加納 二郎	島根県安来市	338	1.91
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7-18-24	299	1.68
株式会社 トマト銀行	岡山市北区番町2-3-4	257	1.45
株式会社建設技術研究所	東京都中央区日本橋浜町3-21-1 日本橋浜町Fタワー	200	1.12
計	-	6,395	36.08

（注） 株式会社ウエスコは、自己株式（2,688千株、15.16%）を保有しておりますが、表記しておりません。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、株式移転の手続きに基づき平成26年2月3日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、株式移転の手続きに基づき平成26年2月3日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。